新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた川崎認定保育園への登園について (登園自粛要請終了後の取扱い)

1 感染が疑われる場合等の対応について

	状況	対象者	対応
1	発熱や呼吸器症状など - の風邪の症状がある場 合	在園児	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善
			傾向となるまでは登園を控えてください。
			ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染
			症によるものではないと医師が判断した場合はこの
			限りではありません。
2		在園児の 同居家族	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善
			傾向となるまでは送迎を控えてください。
			ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染
			症によるものではないと医師が判断した場合はこの
			限りではありません。
	濃厚接触者に特定され た場合	在園児	・健康観察期間中の登園しないでください。
3			※登園自粛協力金の対象となります。
4		在園児の	・健康観察期間中の送迎を停止してください。
		同居家族	・健康観祭期间中の医理を停止してください。
5	かかりつけ医等の判断	在園児及 びその同 居家族	・検査結果が確認されるまでは、当該児童は登園しな
	により、PCR 検査等を実		では、日政元里は登園しな いでください。
	施することとなった場		
	合		※登園自粛協力金の対象となります。

2 感染が疑われる場合等のQ&A

(1) 発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合

	質問	回答
1	「発熱」とは何度のことを	発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意
	いうのか。	することが求められます。今般の新型コロナウイルス感染症
		の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。
		お子さんの個々の状況に応じて、かかりつけ医に相談してく
		ださい。

	質問	回答
2	「解熱後24時間以上が経	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善しても、
	過し、呼吸器症状が改善傾	保育の流れや保育体制の確保の観点から、例えばお昼などか
	向」となっているが、いつ	ら保育園でお預かりすることが難しい場合がありますので、
	から保育園に預けることが	保育園に御相談ください。
	できるか。	
3	「呼吸器症状等が新型コロ	ぜん息・喘息性気管支炎、RS ウィルス感染症の既往歴やア
	ナウイルス感染症によるも	レルギー等による咳症状など、新型コロナウイルス感染症以
	のではないと医師が判断し	外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染症による
	た場合」とはどのようなも	ものではないと医師から判断が出ている場合を想定している
	のか。	ため、必ずしも診断書の提出を求めるものではありません。
		なお、症状等で心配がある場合には、かかりつけ医に相談
		してください。

(2) 濃厚接触者に特定された場合

	質問	回答
1	在園児の兄弟が濃厚接触者に	兄弟を含む同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、
	特定された場合の対応はどう	濃厚接触者になっていないお子さんの登園は可能ですが、
	なるのか。	濃厚接触者に特定された方は送迎及び(濃厚接触者のお子
		さんの)同行ができません。
		なお、同居家族である濃厚接触者の方が、保健所の指示
		により PCR 検査等を受けることになった場合は、陰性が確
		認されるまでは、お子さんは登園をしないでください。

(3) 在園児及び在園児の同居家族がかかりつけ医等の判断により PCR 検査等を実施することとなった場合

	質問	回答
1	「かかりつけ医等の判断」と	かかりつけ医や嘱託医、神奈川県発熱等診療予約センタ
	はどのようなものか。	ー、川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンターの判
		断により、PCR 検査を実施することになった場合をいい、
		手術のための事前検査や勤務先の意向による検査、市販の
		検査キットで実施した検査等は含みません。

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化しており、時宜に応じた 適切な対応が重要であると考えていますので、国・県の方針や本市での発生状況を踏まえ変更す る場合があります。

【問合せ先】

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128